# 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

京都府山城北土木事務所長 様

〒 申請者住所 <sup>\*\* り が な</sup>氏 名 (電 話 )

別紙のとおり、河川法第条の許可を申請します。

# 備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 河川法施行規則第 39 条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第 条」の箇所 に根拠条文をすべて記載すること。

様式(乙の2) (河川法第24条)

# 土地の占用

1	河	<b>Ш</b> О	名	称	級河丿	I	水系	JII
2		用のびが						
3	占	用の	場	所				
4	占	用 ī	面	積				
5	占	用の	期	間			日から 日まで	

#### 備考

- 1 「占用の目的及び態様」については、道路、上下水道管、運動場、公園等を設置する等のため使用する旨を記載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。
- 2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

# 添付図書

- 1 土地の占用に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 2 縮尺5万分の1程度の位置図
- 3 実測平面図
- 4 面積計算書及び丈量図
- 5 土地の占用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けること を必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 6 複数の申請者により申請する場合で占用料が有償の場合は、占用料端数の処理方法を記載し た図書
- 7 その他参考となるべき事項を記載した図書 申請に係る現場の現況写真

#### <記載要領>

1 河川の名称

水系名、河川名を明記すること。

2 占用の目的及び態様

田、運動場、公園等と使用する目的を記載し、更にその使用方法の概要を具体的に記入すること。

- 3 占用の場所(登記簿上の場所)
  - (1) 両岸にまたがる場合

右岸 京都府〇郡〇町〇大字〇番地先(〇. 〇 K m) 左岸 京都府△郡△町△番地及び同番地先(〇. ○ K m)

(2) 片岸だけの場合

京都府○市○番地先(右岸○. ○ K m)

※距離は、河川現況台帳平面図により図上で計測すること。

※システムでは、左岸側を起点、右岸側を終点として入力のこと。

4 占用面積

m2 を単位とし、原則として三斜法により小数点以下 3 位まで計算すること。合計面積は小数以下 3 位を四捨五入の上記載すること。

5 占用期間

当該占用の目的、態様を考慮して、必要最少限度の期間を記載すること。

6 変更許可申請の場合

変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で 併記すること。 様式(乙の4) (河川法第26条)

# 工作物の新築、改築、除却

1	河川の名称	級礼	可川	水系	JII
2	目的				
3	場所				
4	工作物の名称 又は種類				
5	工作物の構造 又は能力				
6	工事の実施方法				
7	工期	令和     年       令和     年		日から 日まで	
8	占用面積及び	占用面積		m²	
	行 為 面 積	行為面積		m²	
9	占 用 の 期 間	令和     年       令和     年	月月	日から 日まで	

# 備考

- 1 「工作物の新築、改築、除却」の箇所には、該当するものに○を付けること。
- 2 河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあっては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

# 添付図書

- 1 新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 2 縮尺5万分の1程度の位置図
- 3 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図、横断図、縦断図
- 4 工作物の設計図(工作物の除却にあっては、構造図)
- 5 工事の実施方法を記載した図書
- 6 占用する土地の面積計算書及び丈量図
- 7 行為を行う土地の面積計算書及び丈量図
- 8 河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地において管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあっては、当該新築等を行うことについて申請者が権限を有すること又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 9 新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 10 複数の申請者により申請する場合で占用料が有償の場合は、占用料端数の処理方法を記載した図書
- 11 その他参考となるべき事項を記載した図書(河川計画、流量計算書、写真、工事費概算書等)

#### <記載要領>

- 1 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川の名称 水系名、河川名を明記すること。
- 3 目的

河川法第 26 条の許可に係る行為の目的と当該許可に係る工作物のため必要とする土地の占用の目的が、一致するように記載して下さい。

例)(1)(土地の占用が主である場合)運動場、公園、広場、牧場

(2)道路、鉄道(橋も含む)、送電、通信(送電線、電柱、ケーブル線の橋への添架の場合)雨水排水汚水排水(樋門、樋管、水路の場合)、上水及び下水道配管、ガス配管(管の埋設及び管の橋への添架の場合)、交通対策(信号機、標裁等)、水防(水防倉庫、水防用費材置場)、〇橋新築に伴う仮設備(工事用搬入路等)、等のように総体的に目的を簡潔に示して下さい。

#### 4 場所

(1) 両岸にまたがる場合

右岸 京都府 $\bigcirc$ 郡 $\bigcirc$ 町 $\bigcirc$ 大字 $\bigcirc$ 番地先( $\bigcirc$ .  $\bigcirc$  K m) 左岸 京都府 $\bigcirc$ 郡 $\bigcirc$ 町 $\bigcirc$ 番地及び同番地先( $\bigcirc$ .  $\bigcirc$  K m)

(2) 片岸だけの場合

京都府〇市〇番地先(右岸〇, 〇 K m)

※距離は、河川現況台帳平面図により図上で計測すること。

※システムでは、左岸側を起点、右岸側を終点として入力のこと。

- (3) 河川保全区域内に工作物が及ぶものについては、河川区域内と河川保全区域内とに分けて記載すること。
- 5 工作物の名称又は種類

主要な工作物の固有名詞またはその種類を簡潔に示してください。

- (例) ・○運動場、○河川敷公園、○牧場
  - ・府市町村道○線、府市町村道○線○橋
  - ・○送電線、○通信線、○橋添架
  - •○樋門、○水路
  - ・○水道管○橋添架、○幹線、○横断サイフォン、○河底横過トンネル

- ·信号機、○標識
- ·○水防倉庫
- ·工事用搬入路

# 6 工作物の構造又は能力

- (例) ・道路巾員 $\bigcirc$ m、延長 $\bigcirc$ m (舗装厚 $\bigcirc$ cm)、ガードレール (支柱高さ $\bigcirc$ m)延長 $\bigcirc$ m、
  - ・ビニール被覆線径 $\bigcirc$ m長さ $\bigcirc$ m、 $\bigcirc$ 条、鋳鉄管外径 $\bigcirc$ m長さ $\bigcirc$ m、 $\bigcirc$ 条コンクリート製電柱  $\Diamond$ 0 m 長さ $\bigcirc$ m $\bigcirc$ 本
  - ・樋門本体コンクリート造内寸法〇m×〇m、〇連続長〇m
  - ・樋門本体ヒューム管内径〇m/〇m 全面コンクリート巻立、延長〇m、最大排水量 〇m3/S
  - ・円形シールド外形〇m 延長〇m

# 7 工事の実施方法

工事の実施にあたっての治水上の措置、及び仮設物の措置並びに施工の順序等について記載 し、特に河川内に設ける橋、樋門、等重要構造物の設置は出水期を避けるよう考慮した計画に すること。

当欄の記載は申請者が直接施行する場合は「直営」、請負施行の場合は「請負」と記載すること。

## 8 工期

河川区域内の工事は流水に支障となる出水期を除き施行することが原則ですので、特別の事情のない限り出水期工期の許可申請をすることがないよう、これらの期間を考慮した工期を算定すること。 出水期・・・・淀川水系、2級: $6/16\sim10/15$ 、由良川: $6/1\sim10/31$ 

なお、工期には、発注準備・工事請負日数及び許可の完成検査日数等を含む日数であること。

## 9 面積

# (1) 面積計算

m2 を単位とし、原則として三斜法により小数点以下 3 位まで計算すること。合計面積は小数以下 3 位を四捨五入の上記載すること。

(2) 土地占用料の関係から、以下に係るものは、占用面積の下段に下記のように併記すること。 ア 管類

外径別に延長を集計し、記載すること。

なお、管渠を金具、コンクリート、さや管等で被覆している場合は、被覆した構造物の外寸を外径とすること。

複数の管渠を金具、コンクリート等で被服、支保等で一体化している場合は、一体化 した外寸を外径とすること。

外径○m 延長○m

外径△m 延長△m

イ 独立した構造物が複数ある場合は、個々の構造物の面積及び数量を記載すること。

鉄塔〇㎡ 〇基

鉄塔△m² △基

#### 10 変更許可申請の場合

変更しない部分についても記載し、かつ、変更する事項については変更前のものを赤色で併記すること。

様式(乙の5) (河川法第27条)

# 土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採

1	河 川 の 名 称	級河川 水系 川
2	行 為 の 目 的	
3	行為の場所及び行為 に係る土地の面積	
4	行 為 の 内 容	
5	行 為 の 方 法	
6	行 為 の 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

#### 備考

- 1「土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採」の箇所には、該当するものに○を付けること。
- 2 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
  - (1) 土地の形状を変更する行為にあっては、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
  - (2) 竹木の栽植又は伐採にあっては、竹木の種類及び数量を記載すること。
- 3「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
  - (1)機械を使用して土地の形状を変更する場合にあっては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
  - (2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
- 4 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤字で併記すること。

# 添付図書

- 1 土地の掘さく等に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 2 縮尺5万分の1の位置図
- 3 土地の掘さく等に係る土地の実測平面図
- 4 土地の形状を変更する行為にあっては、当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの
- 5 土地の掘さく等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
- 6 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の掘さく等を行なう場合にあっては、当該土地の掘さく等を行なうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 7 土地の掘さく等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 8 その他参考となるべき事項を記載した図書